

令和 6 年度における温室効果ガス等の削減に  
配慮した契約の締結実績の概要

令和 7 年 6 月 2 日  
国立大学法人大分大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和 6 年度の取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針の変更（平成 31 年 2 月 8 日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④-1 建築物の設計に関する契約、④-2 建築物の維持管理に係る契約、④-3 建築物の改修に係る契約並びに⑤産業廃棄物処理に係る契約のうち、①電気の供給を受ける契約について、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

① 電気の供給を受ける契約

大分大学で使用する電気の 1 件について、裾切方式を採用し入札を行った。

なお、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④-1 建築物の設計に関する契約、④-2 建築物の維持管理に係る契約、④-3 建築物の改修に係る契約並びに⑤産業廃棄物処理に係る契約については該当する案件がなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

大学内で各契約担当部署に対して、環境配慮契約に関する周知を図った。